

大山町長 大山町議会議員

選挙

4月19日(日)

投票時間を間違えないよう注意してください

午前7時～午後8時

(※一部投票所を除く)

大切な一票

任期満了による大山町長選挙及び町議会議員一般選挙が、4月14日に告示され4月19日に投票が行われます。今後4年間の町政を担う代表者を選ぶ重要な選挙です。皆さんの貴重な一票を町政に反映させるため、棄権しないで必ず投票しましょう。

投票できる方

平成元年4月20日以前に生まれた人で、平成21年1月13日以

前から大山町に住民登録し、引き続き町内に在住している人が投票できます。

※投票日の前日までに町外に転出した人は、選挙期日に投票することができません。

してください。

投票の順序は、最初に「町長

選挙」次に「町議会議員一般選挙」の投票を行います。

投票用紙には、氏名表を参考にして、それぞれの立候補者の中から1名の名前を正確に記載してください。それ以外の事

記載すると、大切な一票が無効になるおそれがありますのでご注意ください。

入場券は郵送します

選挙人名簿に登録されている人には、投票所入場券（ハガキ）を郵送します。入場券に記載されている投票所で投票してください。

期日前投票による投票

投票日当日に、仕事や旅行などで投票できない方は、選挙期日前に投票することができます。

投票の順序と方法

今回の選挙から、新しい投票区での投票となりますので、投票所と投票時間の一覧表を確認

手続きは期日前投票所で「期日前投票宣誓書」を書く以外は、選挙期日の投票手続きと同様です。入場券を持参の上、役場本庁または各支所（中山、大山）までお越しください（入場券が届いていない場合は不要です）。